

執行決定に関する EECS のデータベースからの抜粋 (XVIII)

(2015 年 11 月公表)

目次

I	番号 EECS/0215-01 – ライセンスが供与された活動の非継続事業としての表示	2
II	番号 EECS/0215-02 – 期中財務諸表における開示	3
III	番号 EECS/0215-03 – 退職後給付制度に関する開示	4
IV	番号 EECS/0215-04 – 継続企業的前提に関する開示	5
V	番号 EECS/0215-05 – 資本持分を有することのない企業の支配	6
VI	番号 EECS/0215-06 – 事実上の支配	7
VII	番号 EECS/0215-07 – のれんの減損	9
VIII	番号 EECS/0215-08 – 固定金利貸付の公正価値測定	11
IX	番号 EECS/0215-09 – 減損テストの対象になる資金生成単位の帳簿価額	12
X	番号 EECS/0215-10 – 非継続事業の個別財務諸表での表示及び開示	13

本抜粋に含まれる決定は、2014年2月から2015年5月の期間に各国の執行者が行ったものである。ESMAは、定期的にデータベースからの抜粋を今後とも公表していく。次回の抜粋の公表は2016年上期に予定される。

本稿の略語と頭字語

CGU	資金生成単位
CU	カレンシー・ユニット
EEA	欧州経済領域
EECS	欧州執行者調整セッション
IAS	国際会計基準
IFRS	国際財務報告基準
IFRS IC	国際財務報告基準解釈指針委員会

(注) 本抜粋で参照されているIFRSは、財務諸表作成時に適用されたIFRSに基づいており、翻訳時点(2016年)では、すでにそれらの基準が改訂されている場合がある。
本文書を参照する際には、現在適用されているIFRSとは内容が異なっている場合があることに留意が必要である。

I. 番号 EECS/0215-01 – ライセンスが供与された活動の非継続事業としての表示

事業年度: 2014 年 12 月 31 日 期

論点分野: 非継続事業

関係する基準書又は要求事項: IFRS 第 5 号「売却目的で保有している非流動資産及び非継続事業」

発行者の会計処理の記述

1. 発行者はバイオテック企業であり、複数の製品の研究開発を進めており、ある単一の製品(製品 A)については数年にわたりすでに市場で販売している。発行者は当該製品の製造、マーケティング、販売に直接関与していた。
2. 2013 年に製品 A 事業から撤退し、その他の製品の開発に今後焦点を当てていくとする決定がなされた。発行者は、製造施設(製品 A 以外にも他の製品を生産するために新規に建設された生産施設)について潜在的な購入者 1 社と、マーケティングと流通活動については別の当事者と協議するための単一の統一された計画を策定した。
3. 2014 年初めに、発行者は生産施設/活動の売却に向けた契約書を X 社と締結した。その後 2014 年上期に、発行者は、既存の市場全部におけるマーケティング及び流通に関する権利を Z 社にライセンス供与し、他の領域へ流通範囲を拡大できる独占権を同じく Z 社に付与した。マーケティングと流通スタッフは Z 社に移籍となり、発行者は製品 A へのその後の一切の関与を絶つことになった。
4. ライセンス契約の結果、発行者は、Z 社が創出する製品 A の売上に基づいて決定されるロイヤルティ収入の権利を有する。ライセンス契約の期間は 10 年で、当事者のうち一方が反対しない限り、契約は自動的に延長される。発行者によれば、Z 社との契約が更新されなければ、発行者は製品 A を放棄することになる。
5. 2014 年半期財務諸表に、発行者は製品 A の売上及び費用を純額で「非継続事業」として表示した。製品 A は発行者の唯一の商品化された製品であることから、発行者は、当該製品は独立の主要な事業分野を表す企業の構成要素であると考えた。したがって、IFRS 第 5 号第 32 項の非継続事業の定義に該当する。

執行決定

6. 執行者は、ロイヤルティ収入の結果、製品 A の継続的な販売業績に対する持分を維持し続けるという事実は、非継続事業としての分類を排除するものかどうかを検討し、発行者の会計処理を受け入れることを決定した。

執行決定の根拠

7. IFRS 第 5 号第 8A 項により、子会社の支配の喪失を伴う売却計画を確定している企業は、IFRS 第 5 号の第 6 項から第 8 項に示した要件が満たされる場合には、企業が旧子会社に対する非支配持分を売却後に保持するかどうかに関係なく、子会社のすべての資産と負債を売却目的保有に分類しなければならない。IFRS 第 5 号の BC24B¹項は、支配の喪失は投資の性質を変える重大な経済的事象であるという事実と言

¹【訳者注】原文は IFRS 第 5 号 BC24C 項を参照しているが、文脈から BC24B 項と考えられる。

及している。したがって、一定の継続的な関与(この場合、ライセンス報酬の受領及びマーケティングの認可はなお発行者の財産であり、製品 A の知的財産を保有するという事実)により、IFRS 第 5 号に従う非継続事業への表示が排除されるわけ訳ではない。

8. 生産施設が売却された。発行者が製品 A に関する活動に今後関与することはない。ライセンス期間が製品 A の残りの耐用年数より長くなることはなく、発行者は、製品の開発コストの償却期間を見積る時点で耐用年数は残り 6 年間であると推計した。10 年経過した時点でライセンスが延長されないのであれば、発行者には製品 A の商品化を再開する意図はない。さらに、発行者は、製品 A の商品化を再開させるためのノウハウをもちや保有することはないと示唆した。つまり、企業のこの構成要素により創出される営業活動とキャッシュ・フローは処分され、発行者はその代わりにライセンス報酬を受け取る。
9. 執行者は、生産、マーケティング及び流通活動に対する企業の支配の喪失は、発行者の投資の性質を変える重大な経済的事象を表し、実質的に企業はこれらの営業活動の継続を中止したことになると結論付けた。

II. 番号 EECS/0215-02 – 期中財務諸表における開示

事業年度: 2014 年 6 月 30 日期

論点分野: 開示-期中財務報告

関係する基準書又は要求事項: IAS 第 34 号「期中財務報告」

発行者の会計処理の記述

10. 発行者は、2014 年第 1 四半期期中財務諸表で、企業の資本のおよそ半分に該当する減損損失を認識し、関連する開示を行った。減損損失事象はメディアが詳しく報じていた。しかし、2014 年上半期の期中財務諸表では、発行者は減損損失が第 1 四半期に関する期中財務諸表に認識されたと述べるだけで、それ以上の詳細についての説明は提供されなかった。

執行決定

11. 執行者は発行者のアプローチに同意しなかった。執行者は、第 1 四半期財務諸表にすでに含まれているとしても、減損損失に関するさらなる開示が上半期期中財務諸表になされるべきであったと結論付けた。

執行決定の根拠

12. IAS 第 34 号第 15 項に従って、企業は期中財務報告書に、前年度の報告期間末日以降に生じた企業の財政状態及び業績の変動を理解するのに重要となる事象及び取引の説明を含めなければならない。さらに、IAS 第 34 号第 15B 項(b)により、企業は重要となる場合には減損損失に関する開示を提供しなければならない。減損損失は上半期の純損失のおよそ 75%、年初の資本の約 50%を表すことから、減損損失は重要となる。
13. IAS 第 34 号第 6 項により、期中報告は最新の完全な 1 組の年次財務諸表の更新を意図するものであり、情報が第 1 四半期の期中財務諸表に開示されているという事実で、発行者が上半期に関する期中財務諸

表への開示を免れるわけではない。年初からの累積ベースで情報が報告されるというのが IAS 第 34 号の原則である。

14. 執行者の見解は、IAS 第 34 号に従って期中財務諸表に開示されなければならない情報は、当該情報が他の方法で市場にすでに伝えられている場合でも省略することはできないというものである。

III. 番号 EECS/0215-03 – 退職後給付制度に関する開示

事業年度： 2013 年 12 月 31 日期

論点分野： 退職後給付-確定給付制度

関係する基準書又は要求事項： IAS 第 19 号「従業員給付」

発行者の会計処理の記述

15. 発行者は、複数の国で従業員向けに数多くの確定給付制度を運営している。発行者の年次財務諸表の注記には、2013 年 12 月 31 日時点の確定給付制度債務を計算するために用いられた主な仮定事項が開示されていた。これらの仮定は下記に示される表と同じような形式で制度のグループごとに一定の範囲の中で表示されていた。

仮定	発行者の年次財務諸表に開示される範囲	範囲幅	範囲内の最低値からの乖離率
インフレ率	1.4% - 2.6%	1.2%	86%
給与の増加率	1.8% - 4.2%	2.4%	133%
年金支払額の増加率	1.4% - 2.8%	1.4%	100%
割引率	3.5% - 4.5%	1.0%	29%

執行決定

16. 執行者は、確定給付制度債務の現在価値の算定に用いた重要な数理計算上の仮定に関する開示は、すべてを組み合わせると適切な狭い範囲には収まらないことから不適切であると考えた。

執行決定の根拠

17. 企業は IAS 第 19 号第 144 項に従って、確定給付制度債務の現在価値の算定に用いた重要な数理計算上の仮定を開示しなければならない。こうした開示は絶対値で行わなければならない（例えば、百分率の絶対値としてであり、単に異なる百分率や他の変数の差としてではない）。企業が制度のグループの合計により開示する場合には、こうした開示を加重平均又は比較的狭い範囲の形で示さなければならない。
18. 最高値と最低値の仮定の範囲が広すぎることから、現在の開示は、比較的狭い範囲で開示を提供することを定める IAS 第 19 号第 144 項の要求事項を十分に満たしていないというのが執行者の見解であった。

IV. 番号 EECS/0215-04 – 継続企業に関する開示

事業年度: 2014年3月31日、2014年6月30日及び2014年9月30日

論点分野: 開示、期中財務諸表

関係する基準又は要求事項: IAS第34号「期中財務報告」、IAS第1号「財務諸表の表示」

発行者の会計処理の記述

19. 高い資産負債比率と相まって収益性も低いことから、継続企業として営業活動を継続する発行者の能力に重大な疑義が生じた。発行者は複数の借入に関する遵守事項に違反しており、その流動性も厳しい状況にあった。継続企業として営業活動を行う発行者の能力に関する不確実性は、2013年年度財務諸表の注記に開示されていた。
20. しかし、発行者は2014年3月31日現在及び2014年6月30日現在の期中財務諸表に、継続企業的前提、遵守事項の違反及び最新の流動性リスクの評価など関連する項目に関する十分かつ完全な評価を含めていなかった。
21. 発行者は、IAS第1号第25項で要求される、継続企業として存続する能力に関する重大な不確実性に関する開示及びIFRS第7号第39項に従った満期分析の開示(対象とする期間幅を年次から四半期へと狭めた)を2014年9月30日現在の期中財務諸表に含めていた。また、IAS第34号第15B項(i)で要求される借入債務契約違反に関する情報も開示した。利用可能な流動性が開示されていたが、状況に関するさらなる分析は提供されていなかった。発行者はまた、子会社の売却からの重要な未収金は期限を過ぎていることも報告した。未収金の額は大きく、発行者の債権者との継続的な協議及び短期的な流動性の両方に重要であった。

執行決定

22. 執行者は、発行者が継続企業としてその営業活動を継続することができるか否かの不確実性及びその流動性リスクに関する開示を2014年の第1及び第2四半期の期中財務諸表に含めるのみでは不十分であると結論付けた。さらに執行者は、発行者が2014年9月30日現在の期中財務諸表に行った開示は、金融商品が発行者の財政状態及び業績に及ぼす影響の重要性を評価するには十分ではないと判断した。

執行決定の根拠

23. IAS第34号第15項に従って、企業は期中財務報告書に、直近の年次報告期間の末日後のその企業の財政状態及び業績の変動を理解する上で重要な事象及び取引についての説明を含めなければならない。発行者の非常に厳しい財政状況を考えると、IAS第1号第25項で要求される、継続企業として営業活動を行うことの発行者の不確実性及び営業活動を行う能力を前提とするうえで経営者が行った判断、IFRS第7号第39項で要求される流動性リスク及びIAS第34号第15B項(i)で要求される借入の遵守事項違反についての十分な情報が、発行者の状況を理解する上で重要であることから、2014年第1及び第2四半期の期中財務諸表に含まれていなければならなかった。
24. 2014年9月30日現在の期中財務諸表に記載された情報は、2014年の最初の2四半期の期中財務諸表と比べれば、一定の改善があった。しかし、IFRS第7号第39項(c)及びIFRS第7号第7項の一般

的要求事項で要求されるように、財務諸表の利用者が発行者の財政状態及び業績に対する金融商品の重要性を理解できるようにするため、企業が各期間の流動性ニーズをどのように満たすののかに関する詳細な定性的情報が、流動性評価に関する開示にはいまだに含まれていなかった。さらに、発行者は、IAS 第 34 号第 15 項の観点から、この未収金は非常に重要であるという事実にもかかわらず、期限を過ぎている未収金に関する十分な情報を含めていなかった。

V. 番号 EECS/0215-05 – 資本持分を有することのない企業の支配

事業年度: 2013 年 12 月 31 日期

論点分野: 支配

関係する基準又は要求事項: IFRS 第 10 号「連結財務諸表」

発行者の会計処理の記述

25. このケースは、B 社の社債を購入した場合の発行者の B 社に対する支配に関するものである。
26. B 社は風力発電所を保有し運営していた。その構造は 2 名のパートナーが存在するリミテッド・パートナーシップであった。このリミテッド・パートナーシップでは、特に予算の承認などすべての事業上の決定は、パートナーのうち、いわゆるゼネラル・パートナーと呼ばれるパートナーによりなされていた。両方のパートナーの承認を必要とする唯一の決定は、合併や清算といった「例外的な決定」であった。もう 1 人のパートナー(リミテッド・パートナー)が全資本金を所有していたが、企業の資金全体から見れば重要ではなかった。リミテッド・パートナーはゼネラル・パートナーを解任することはできない。
27. B 社の風力発電は、2006 年に 3 種類のトランシェーシニア債、ジュニア債及び劣後債²で発行された社債を通して資金調達された。B 社はジュニア債権者及び劣後債権者には利息を未だ支払っていないが、シニア債権者は利息の全額を受け取っていた。B 社は、約 10 年後にすべての社債が償還されるまでパートナーへの配当を支払うことは認められていなかった。
28. 2013 年 1 月、風力発電者の開発の各段階に関与した統合産業事業者である発行者は、劣後債の 70%を購入し、かつ、B 社のゼネラル・パートナーを任命できる権利など、様々な権利を取得した。したがって、発行者の CEO は B 社のゼネラル・パートナーに任命された。取引価格は、劣後債に関しては名目金額の 2%未満の固定価格、条件付対価は名目金額の 0%から 40%の間でという、劣後債の残りの名目金額と比べ大幅に低い価格となった。さらに、発行者は、10 年後に行使可能な、リミテッド・パートナーの株式を固定価格 CU¹²で購入できるコール・オプションも取得した。
29. 発行者は、B 社に対する資本持分を保有していなくとも、B 社のゼネラル・パートナーを任命する権利を有していることから、B 社を支配していると結論付けた。したがって、発行者は、2013 年 1 月 31 日現在の財務諸表で B 社を連結した。

執行決定

30. 執行者は、B 社に対する支配の評価に関し発行者の結論に同意した。

²本決定及び本レポートの他の決定では、貨幣金額の単位は「カレンシー・ユニット」(CU)で表示される。

執行決定の根拠

31. IFRS 第 10 号第 7 項によれば、投資者が投資先に対するパワー、投資先への関与から生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利、及び投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力を有している場合にのみ、投資者は投資先を支配していることになる。
32. リミテッド・パートナーは、会社の解散や風力発電所の売却といった非常に数少ない例外的な決定に関してのみ拒否権を有している。これらの権利は投資先の活動の根本的な変更に対してのみ関連するか、又は例外的状況で適用されるため、IFRS 第 10 号の B26 項に従うと、そうした権利は防御的な権利のみである。IFRS 第 10 号の B27 項に従うと、防御的な権利により別の当事者が、投資先に対するパワーを有することを妨げられることはない。ゼネラル・パートナーはすべての事業上の決定を行い、発行者はゼネラル・パートナーを任命する権利を有していることから、発行者は B 社に対するパワーを有していることになる。
33. IFRS 第 10 号第 15 項は、投資者は、その関与により生じる投資者のリターンが投資先の業績の結果によって変動する可能性がある場合、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有しており、投資者のリターンは、正の値のみ、負の値のみ、又は正と負の両方の場合があると定めている。IFRS 第 10 号 B57 項は、リターンの概念は幅広く、とりわけ、投資者の投資先に対する投資価値の変動、信用又は流動性の供与による報酬又は損失エクスポージャーも含まれると説明している。発行者は、社債の名目金額の 2%未満という非常に安い固定価格と B 社の業績により名目金額の 0%から 40%の間の変動対価とで、劣後債の 70%を購入している。それに加えて、発行者はリミテッド・パートナーの株式を固定価格で取得するコール・オプションも保有しており、発行者は風力発電所のメンテナンスに関するサービス契約を締結している。したがって、発行者は正のリターンに対する重要なエクスポージャー及び負のリターンに対する(より限定的となる)エクスポージャーを有している。
34. シニア債権者の請求権は B 社の有形資産が担保として設定されていることから(有形資産の公正価値はシニア債の名目価額より高い)、シニア債権者は変動リターンに対し限定的なエクスポージャーしか有しない。ジュニア債の金額は、シニア債及び劣後債の金額と比べてずっと低い。
35. したがって、執行者は、発行者が B 社への関与から生じる変動リターンにさらされていると考えた。執行者はさらに、B 社に対する発行者のパワーは、投資者のリターンの額に影響を及ぼすのに使用され得ると結論付けた。IFRS 第 10 号第 7 項の 3 つの条件が充足されていることから、発行者は B 社を支配していると結論付けられた。

VI. 番号 EECS/0215-06 – 事実上の支配

事業年度: 2013 年 12 月 31 日期

論点分野: 支配

関係する基準又は要求事項: IFRS 第 10 号「連結財務諸表」

発行者の会計処理の記述

36. 発行者は、A 社の株式の 49.99%を保有する上場持株会社であり、A 社を関連会社として会計処理して

いた。その事実パターンは以下のとおりであった。

- 発行者を含めて、A 社には 15 人の株主が存在していた。A 社の最大株主は、発行者を除き、A 社株式の約 3.4%を保有する C 社及び 28.3%を保有する D 社であった。C 社は発行者の創立者により支配されていた。創設者は発行者の最上位の親会社に対して著しい株式を保有していた。D 社は A 社の数多くの当初の創立者により支配されていた。
- 残り 18.3%の株式は、A 社の創立者又はその後継者である 12 人の株主が保有していた。D 社及び A の創立者又はその後継者のいずれかに該当する 12 人の株主は、株式保有契約により拘束されていた。しかし、当該契約に議決に関する規則は定められておらず、そのうちの誰かが A 社株式を売却したいと考える場合の相互の優先先買権のみが定められていた。
- A 社の取締役会は 5 人の取締役で構成されていた。A 社はその財務報告書に 5 人の取締役のうち 3 人が発行者の代表であると開示していた。そのうち 1 人は同時に、発行者の創立者、親会社の主要株主、かつ発行者の取締役でもあった。発行者の創立者は A 社及びその子会社すべてのゼネラル・マネージャーでもあった。発行者の代表者とみなされる A 社の 2 番目の取締役は、発行者の CEO であり、3 番目の取締役は発行者の創立者の家族の一員であり、かつ、発行者の親会社の主要株主であるが A 社株式は直接保有していなかった。
- A 社の過去 2 年の年次総会において、本人又は代理人のいずれの形であっても完全な所有者となる人の出席はみられなかった。

37. 発行者は、議決権の過半数を保有していないので、A 社を支配していないと考えた。さらに、A 社の財務報告において発行者の代表者として分類された A 社の 3 人の取締役のうち 2 名に指図するパワーは有していないと主張した。これら 2 人の取締役は発行者の創立者と創立者の家族の一員であり、両名共に発行者の親会社の主要株主であった。

執行決定

38. 執行者は、発行者の評価に同意せず、発行者は関連する活動を一方的に指図する実務上の能力を有しており、したがって、A 社に対する事実上の支配を有していると結論付けた。したがって、発行者は A 社を連結すべきであった。

執行決定の根拠

39. A 社には、取締役の任命又は選出に関する規則は特に存在しておらず、したがって、取締役は A 社の株主により選出されていた。議決権の過半数を有していなくても発行者は A 社に対するパワーを有しているか否かを判断するにあたり、執行者はすべての事実と状況を検討した。最初の手順として、IFRS 第 10 号 B42 項に定められる事実と状況を検討した。49.99%の株式保有により、発行者は議決権の過半数を有していなくとも、可能な限り多くの議決権を有していた。約 28.3%の株式保有により、D 社は第 2 位の主要投資者として、A 社に対し重要な影響力を有すると推定された。しかし、IFRS 第 10 号第 14 項により、D 社は、発行者が A 社に対するパワーを有することを排除できない。執行者は、議決権の過半数を代表するには、株主総会の残りの株主のうち 1 人からの支持を得るか、1 人の株主が欠席となる必要があると考えた。しかし、執行者はこの事実パターンだけですべてが決定されるわけではなく、IFRS 第 10 号 B45 項に定められる二次的な要因など、追加の事実及び状況を検討する必要があると考えた。

40. A社の15名の投資者のうち13名が議決権の約46.6%を代表し、そのいずれもがA社の創設者、又はその後継者であった。しかし、執行者は、全員が親戚であるわけではなく、大半が発行者との関係が薄い第2世代投資者であるという事実は、彼らが同じ投票行動を取る可能性に影響を及ぼすと仮定した。さらに、発行者とA社株式3.4%を保有し発行者の創立者に支配されていたC社は、合わせるとA社株式の約53.4%を保有することになる。発行者はC社に対する支配は有していないが、潜在的な投票パターンも評価すれば、C社は、残りの13名の投資者よりも発行者と行動を共にした方がより大きな利益を有することになると通常見込まれる。
41. 年次総会ではとりたてて議論の対象となるような論点はほとんどなく、決定はすべて満場一致となった。株式保有契約に定められる優先先買権により制限されることのない、自社の株式を取得する、A社の取締役会に与えられる年次の委任状についても状況は同じとなる。潜在的な議決権を構成することにならないとしても、このことにより、A社の取締役会(A社の取締役会の5名のメンバーのうち3名が発行者の関連当事者となる)は、発行者に議決権の過半数を実質的に与えることになる取引を誘発することができる。執行者は、このことが株式保有は小さくとも構わないとする株主の行動主義を示すと結論付けた。
42. さらに、発行者がA社に対する支配を有しているかについて事実と状況を検討する際、執行者はIFRS第10号B45項が、IFRS第10号B18項に定められる要因並びに同基準のB19項及びB20項に示される指標も検討しなければならず、B18項に定められる要因により大きな重点を置くとしていることに留意した。発行者は、A社のゼネラル・マネージャー又は取締役会の過半数を任命する契約上の権利は有していないが、執行者は、A社のゼネラル・マネージャーが創立者、取締役、発行者の大株主であるという事実は、経営幹部を任命する発行者の能力を示すものであると考えた。その他にも、発行者が取締役会の構成の複数回にわたる変更を通じて、2010年以降、取締役会で過半数の代表を維持しているという事実は、発行者がその選出過程を左右できることを示していた。さらに、発行者の代表者全員は、A社の取締役会の過半数を占めており、IAS第24号「関連当事者についての開示」の第9項により、発行者の関連当事者に該当した。
43. 二次的な要因を検討した後、執行者は、発行者が同企業に対する事実上のパワーを有すると結論付けた。パワーとリターンとが連動することも判明した。発行者はA社からの変動リターンに対するエクスポージャーを有し、そのパワーを通じてこれらのリターンに影響を及ぼす能力を有しており、したがってA社に対する支配を有していた。IFRS第10号B80項により、投資者は事実と状況に変化が見られると思われる場合、支配を再判定しなければならない。したがって、将来の事実パターンの変化は、発行者がなおA社を支配しているかどうかの再評価のきっかけになる。

VII. 番号 EECS/0215-07 – のれんの減損

事業年度: 2013年12月31日

論点分野: 減損

関係する基準又は要求事項: IAS第36号「資産の減損」

発行者の会計処理の記述

44. 発行者は複数の欧州市場で営業活動を行う銀行である。2013年末時点で、のれんは、発行者の資本

金総額の 10%超及び総資産の約 1%を占めていた。のれんは、資金生成単位(CGU)A、B、C を中心に、複数の CGU に関係していた。

45. 使用価値モデルに基づく減損テストで、同銀行は、CGU A と B の指標金利は 2013 年の 0.2%から 2017 年には 3.6%、CGU C については 0.5%から 3.7%に上昇すると仮定した。銀行の使用価値モデルでは、これは銀行預金金利マージン(預金者に支払われる金利と指標金利のスプレッド)の拡大につながり、CGU A は 0.7%から 2.6%、CGU B は 0.7%から 1.7%、CGU C は 1.0%から 2.5%に拡大する。一方、銀行は貸出金利マージン(合意された指標金利と借手が支払うことに合意する金利のベース・ポイントのスプレッド)は変わらないと見込む。さらに銀行は、指標金利の水準に関係なく、金利がゼロ金利となるか、又はゼロ金利に近づく場合は、多額の預金が利用可能となると仮定した。これらの動向を視野に、正味利息収入は、2013 年から 2017 年にかけて倍増すると考える。年度ごとの貸出金の減損水準は、CGU A、B、C の貸出金残高の 0.1%と 0.2%の間に収まると見込んでいた。
46. 各 CGU は 2004 年から 2007 年にかけて取得された。CGU A と B の収益性は、2007 年から 2012 年まではむしろ弱く、税引前資本利益率(ROE)が-5%から 11%の範囲で推移していた。CGU C は、2007 年から 2012 年の期間は 2 年を除いて純損失となり、税引前 ROE が-7.5%から 1%の範囲で推移していた。
47. 発行者が 2013 年に行った減損テストの結果、減損損失は認識されなかった。

執行決定

48. 執行者は発行者の評価には同意せず、発行者の仮定は、IAS 第 36 号第 33 項(a)及び第 37 項の要求事項を満たすものではないと結論付けた。

執行決定の根拠

49. IAS 第 36 号第 33 項(a)に従うと、使用価値の測定にあたり、経営者は、合理的かつ裏付け可能な仮定を基礎にキャッシュ・フロー予測を行わなければならない、これには当該資産の残存耐用年数にわたり存在するであろう一連の経済的市況に関する経営者の最善の見積りを反映する。ただし、より大きな重点を外部証拠に置くものとする。
50. 執行者は、指標金利の見込まれる動きが過度に楽観的であると考えていた。フォワード・レートは市場の期待を表し、かつ外部証拠になることから、発行者は指標金利の将来見込まれる水準を判断する場合に使用される指標金利のフォワード・レートを考慮すべきであると執行者は考えた。CGU A と B の減損テストの時点で入手可能であった指標金利のフォワード・レートから、2017 年までの指標金利の上昇は 1.1%に過ぎず、発行者が仮定したような 3.6%ではないことが明らかになった。CGU C の指標金利のフォワード・レートから、指標金利の 2018 年の上昇は、発行者が使用価値モデルで期待したような 3.7%ではなく 2.9%に留まることが示唆された。
51. 使用価値モデルで用いられた予算では、利益が今後 10 年で 4 倍から 8 倍に増加することが見込まれており、その結果、70%を限度に最終的に非常に高い資本利益率が達成されることになっていた。さらに、2つの CGU に関し、最終年度の利益は、CGU が過去に達成したことの無い水準を達成していた。IAS 第 36 号第 37 項は、条件が有利な場合、競争者が市場に参入して成長を制限する可能性が高く、そのため、企業が営業活動を行う製品、産業、若しくは国、又は当該資産が使用されている市場にお

いて、企業が長期間にわたって平均的な過去の成長率を上回することは困難であろうと定めている。執行者はさらに、CGU の過去の利益を前提とすると、利益の全体的な水準は過度に楽観的であると結論付けた。

52. それに加えて、執行者は、3 つの CGU の過去の減損の水準が発行者の見積りを著しく上回っていたことから、予想される未収金の減損レベルは低すぎると考えた。発行者は減損の水準を 0.1% から 0.2% の間と見込んでいたが、過去 15 年間の 3 つの CGU の減損レベルの平均は、年率換算で 0.5% から 1.5% の間にあった。

VIII. 番号 EECS/0215-08 – 固定金利貸付金の公正価値測定

事業年度: 2013 年 12 月 31 日期

論点分野: 金融商品の公正価値測定

関係する基準又は要求事項: IFRS 第 13 号「公正価値測定」

発行者の会計処理の記述

53. 発行者は、固定金利貸付金を測定するのに公正価値オプションを適用する銀行である。固定金利貸付金に関し流通市場が存在しない国で営業活動をしていることから、発行者は流通市場のシミュレーションを試みた。国内外の金融機関を潜在的な市場参加者に見立てた。
54. 貸付金の公正価値を見積る場合、発行者は、スワップ・レートに潜在的な投資者コストとスワップ・レートを上回る部分の資本利益率を補うマージンを加えた割引率で、契約上のキャッシュ・フローを割り引いた。このマージンの計算では、資金調達/流動性のマークアップ、資本利益率、潜在的な市場参加者の標準損失及び運営コストに関する仮定が考慮された。固定金利貸付金の公正価値の測定に用いる算定されたマージンは、その満期日に関係なく、すべての固定金利貸付金について同じである。スワップ・レートと資金調達/流動性のマークアップは、当該モデルの観察可能なインプットになる。発行者は自らが、仮想流通市場における固定金利貸付金の潜在的な買手、よって典型的な市場参加者になるとみなしているため、その他の使用されるインプットは、発行者自身の経済的状況又は推定に基づいている。
55. 同国では、民間顧客への固定金利貸付機関間の競争は激しくなっている。すべての種類の貸付金の貸出金利を公表する公的登録機関が存在し、提供される担保及び満期別に分類されている。2013 年第 1 四半期から 2014 年第 1 四半期まで、固定金利貸付金の公正価値を測定するために用いられた割引率は、測定日時点の発行者及びその他銀行の新規固定貸付金の貸出金利を大きく下回っていた。公正価値測定に用いた割引率と公的登録機関から導き出される小売市場で観察される貸出金利の差異は、最大で 100 ベーシス・ポイントにもなった。したがって、当初認識時に、貸付金は取引価格より高い価額で測定されており、初日利得がしばしばみられた。IAS 第 39 号 AG76 項(b)³に従って、発行者は同一の資産の活発な市場の相場価格が公正価値の証拠になっていないことから、取引価格と公正価値の差額は繰り延べなければならないであろう。

³【訳者注】IFRS 第 9 号「金融商品」では、B5.1.2A 項(b)に該当する。

執行決定

56. 執行者は発行者の会計処理に同意せず、固定金利貸付金の公正価値を算定するのに用いる割引率は、小売市場(新規固定金利貸付金を発行する市場)で観察される市場金利に較正しなければならないと結論付けた。

執行決定の根拠

57. IFRS 第 13 号第 9 項によれば、公正価値は、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格となる。各法域には固定金利貸付金を売買するための流通市場は存在しておらず、公正価値をそうした市場から直接導き出すことはできない。公正価値を算定する場合、IFRS 第 13 号第 23 項によれば、企業は、当該市場で取引を行う市場参加者に固有の特性及び要因を識別しなければならない。執行者は、各法域のその他の金融機関が潜在的な市場参加者になり得ると考えた。そうした金融機関は、既存の貸付金を購入するか、又は新規の貸付金を顧客に直接提供するかのをいずれかを選択できる。
58. IFRS 第 13 号第 22 項に従って、企業は、資産の公正価値の測定を、市場参加者が当該資産の価格付けを行う際に用いるであろう仮定を用いて、市場参加者が自らの経済的利益が最大となるように行動すると仮定して行わなければならない。執行者は、市場参加者が同じ貸付金を直接提供することで同じキャッシュ・フローが得られる場合に、多額のプレミアムを支払って既存の固定金利貸付金を購入したいと仮定するのは合理的ではないと考えた。したがって執行者は、小売市場の固定金利貸付金と仮想流通市場の固定金利貸付金とは同様の商品になると考えた。キャッシュ・フローは同一であり、リスクも同様で、両方の市場に関して同じ参加者が存在すると仮定されるからである。
59. したがって、執行者は、銀行から顧客に提供される既存の固定金利貸付金を取得するために市場参加者が支払いたいとする価格(出口価格/割引率)と同じ顧客に新規固定貸付金を提供する場合に同じ市場参加者が求める価格(入口価格/貸出金利)との間には密接な関係性が存在すると判断した。執行者は、固定金利貸付金の仮想流通市場の価格が、小売市場の観察可能な価格から著しく乖離してはならないと結論付けた。
60. IFRS 第 13 号第 61 項により、発行者は、評価技法を用いる場合、関連性のある観察可能なインプットの使用を最大限にし、観察可能でないインプットの使用を最小限にしなければならない。小売市場における市場貸出金利は観察可能であり、かつ小売市場の固定金利貸付金と仮想流通市場の固定金利貸付金は性質上類似しているので、小売市場から導き出される観察可能なインプットは、固定金利貸付金の評価にあたり、考慮されなければならない。
61. さらに、IAS 第 39 号 AG76 項によれば、当初認識時の金融商品の公正価値の最良の証拠となるのは通常、取引価格である。

IX. 番号 EECS/0215-09 – 減損テストの対象になる資金生成単位の帳簿価額

事業年度: 2013 年 12 月 31 日

論点分野: 減損

関係する基準又は要求事項: IAS 第 36 号「資産の減損」

発行者の会計処理の記述

62. 発行者はサーモン養殖業のライセンスを保有し、その養殖高が 2013 年末時点で総資産の 9%を占めるサーモン養殖会社である。養殖ライセンスは確定できない耐用年数を有すると考えられた。発行者は IAS 第 36 号で要求されるように、2013 年の養殖ライセンスに関して、年次の減損テストを行った。テスト実施目的で、養殖ライセンスは CGU に配分されていた。
63. 回収可能金額は使用価値に基づき決定されていた。その減損テストでは、発行者は養殖ライセンスの帳簿価額と CGU の回収可能金額のみを比較していた。キャッシュ・インフローを生成するために使用される総資産のうち重要な部分を表すその他の資産は、CGU の帳簿価額に含まれていなかった。

執行決定

64. 減損テストの対象となる CGU の帳簿価額は、CGU に関連性のあるキャッシュ・インフローの流れを生成するか又は生成するために使用されるすべての資産を含まなければならないので、執行者は発行者の会計処理に同意しなかった。それにはライセンスやのれんの他に、固定資産や、棚卸資産、売掛金、買掛金で構成される通常の運転資金も含まれる。

執行決定の論拠

65. 養殖ライセンスが、他の資産から独立してキャッシュ・インフローを生成することはない。したがって、IAS 第 36 号第 67 項に従って、養殖ライセンスは、CGU のキャッシュ・フローを生成するのに必要となる他の資産と一緒に CGU の中でグループ化しなければならない。
66. CGU の帳簿価額は、IAS 第 36 号第 75 項から 79 項に従って、CGU の帳簿価額が決定される方法と首尾一貫した基礎で決定されなければならない。IAS 第 36 号第 77 項により、CGU に関連性のあるキャッシュ・インフローの流れを生成するか又は生成するために使用されるすべての資産が減損テストの対象となる帳簿価額に含まなければならない。さらに、IAS 第 36 号第 102 項はまた、レビュー対象となる CGU に合理的な基準で配分される全社資産の帳簿価額もまた、関連性のある CGU に配分しなければならないと定めている。

X. 番号 EECS/0215-10 – 非継続事業の個別財務諸表での表示及び開示

事業年度: 2013 年 12 月 31 日期

論点分野: 個別財務諸表における非継続事業

関係する基準又は要求事項: IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事項」及び IAS 第 27 号「個別財務諸表」

発行者の会計処理の記述

67. 発行者は製造企業である。2012 年まで、発行者の営業活動は、別個の 3 事業部門で構成されており、法人である親会社に統合されていた。発行者は、IFRS に従ってその個別財務諸表を作成していた。2012 年、発行者は新たに子会社 3 社を設立し、各部門を子会社の資本性金融商品との交換で各新規設立子会社に移転した。

68. 親会社の 2012 年末現在の個別財務諸表に表示されていた比較財務情報において、発行者は新子会社に移転された営業活動に IFRS 第 5 号を適用せず、したがって非継続事業の経営成績を包括利益計算書に別個に分類又は表示することはしなかった。

執行決定

69. 執行者は発行者に同意せず、発行者は 3 事業部門の子会社への移転に関し IFRS 第 5 号を適用すべきであったと判断した。したがって発行者は、非継続事業の経営成績を 2012 年個別 IFRS 財務諸表の包括利益計算書に別個に表示すべきであった。

執行決定の根拠

70. 企業の処分された各事業構成要素は、独立の主要な事業分野を表し、処分する統一された単一の計画の一部であるので、執行者は、各事業部門は IFRS 第 5 号第 32 項に従って非継続事業に該当すると考えた。
71. したがって発行者は IFRS 第 5 号第 33 項から 35 項に定められる非継続事業の表示及び開示に関する規則を適用しなければならない。企業は IFRS 第 5 号第 33 項で要求されるように、非継続事業の税引後純損益の単一金額を包括利益計算書に開示しなければならない。
72. IAS 第 27 号第 10 項で定める場合を除いて、IAS 第 27 号第 9 項は、すべての適用可能な IFRS に従って個別財務諸表を作成しなければならないと定めている。ある企業の構成要素の当該企業の子会社への売却、処分、移転に関し、IFRS に例外措置はない。したがって、個別財務諸表において、発行者は、子会社への処分を第三者当事者への処分と同じ方法で取り扱わなければならない。